

とやまマッチングツアー業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この実施要領は、とやまマッチングツアー業務の受託候補者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものである。

2 委託業務の概要

「とやまマッチングツアー業務委託仕様書」(以下「業務委託仕様書」という。)のとおり。

3 委託業務に関する予算額（契約限度額）

3,500,000 円以内（消費税及び地方消費税を含む）とする。

※ 上記上限額とは別に、契約手続きにおいて予定価格を設定する。

4 企画及び事業実施に当たっての注意事項、条件等

- (1) 経費の内訳の範囲内であれば、事業趣旨に沿った企画を任意で追加しても差し支えない。
- (2) 事業の実施に伴い、必要となる備品類については、原則としてリース又はレンタルで対応すること。

5 委託業者選定方法

公募型プロポーザル方式により業者を決定する。

プロポーザルの申込みがあった業者から提出された企画書の内容を審査し、総合的に最も優れた提案をした業者を委託候補者として選定する。

6 プロポーザルの参加手続等

プロポーザルへの参加を希望される場合は、様式 1「参加申込書」を令和 7 年 4 月 11 日（金）12 時（必着）まで電子メールにて提出すること。（必ず電話で着信の確認をお願いします。）

7 プロポーザルの参加資格、条件等

次に掲げる条件を全て満たす者であること。

- (1) 優れた企画制作能力を有し、提案内容を確実に遂行できる体制であること。
- (2) プロポーザルへの参加に必要な諸手続きに遺漏がないこと。
- (3) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法の規定による更生手続き開始の申立て及び民事再生法の規定による再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 次のいずれにも該当しない者。

ア 役員等（個人の場合はその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者。

- イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者。
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められる者。
- エ 役員等が暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与したと認められる者。
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。
- カ 役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用していると認められる者。

8 企画に係る評価項目

	評価項目	審査の視点
企画内容等	実施方針	事業の目的等を踏まえた全体方針となっているか。 また、本県への移住や関係人口創出に資するものとなっているか。
	企画及び構成	想定している体験プログラムの内容は、事業目的に沿い、本県の魅力を体験できるものになっているか。移住や関係人口創出へとつながっていく提案になっているか。
		参加者の募集・マッチングについて、ターゲット層に効果的にアプローチできる募集方法になっているか。マッチングについては、参加希望者とのイメージの齟齬をなくすような工夫がされているか。
		宿泊場所・移動手段の情報提供、滞在中のフォロー、交通費の補助など、参加者が軽負担で、気軽にプログラムを体験できるか。
業務執行能力	実施体制	事業の遂行にあたり、必要かつ十分な人員体制であるか。 関係者との連絡調整等、必要な作業量や手順を適切に想定しているか。
	計画性	事業計画に無理がなく、妥当なスケジュールであるか。
	業務管理	担当者の守秘義務や、利用者の個人情報の取扱い、苦情処理体制など業務を適切に遂行する体制を整えているか。
	実績	過去 2 年以内において、地方自治体から類似の業務を受託した実績があるか。
経費	妥当性	事業の遂行に支障のない妥当な経費見積もりであるか。積算根拠は、事業に必要な経費が明確に示されているか。
	優位性	提案内容に比して、経費見積もりが経済的であるか。

9 企画書等の提出

プロポーザル参加申込書を提出した者（以下「参加事業者」という。）は、業務委託仕様書を踏まえ、次のとおり企画提案書等を提出すること。

(1) 提出期限

令和 7 年 4 月 23 日（水）12 時（必着）

(2) 提出方法

ファイル形式は PDF とし、県が指定する下記 URL からアップロード願います。

<https://toyama-pref.app.box.com/f/cdd7b5c76b2e489f9fc442b2ee3925d5>

(3) 提出書類

次の①～③の書類を上記提出方法にて提出してください。

① 企画提案書

- ・別紙「仕様書」を参照のうえ、提案すること。なお、本事業の目的、趣旨に沿った提案であり、委託金額の上限の範囲内であれば、独自要素として実施項目を追加して差し支えない。
- ・業務スケジュールなどを具体的に示すこと。

②経費見積書

- ・見積金額は、上記 3 の金額（3,500,000 円）の範囲内で作成すること。また、経費の内訳が具体的にわかるように記載すること。

③業務実施体制報告書（任意様式）

- ・会社概要
- ・責任者氏名及び職務経歴、人員配置・実施体制など
- ・過去の類似事例の受注実績

(4) 質問及び回答

委託業務に関する質問は、令和 7 年 4 月 11 日（金）12 時（必着）まで受け付けるものとし、受け付けた質問に関する回答は令和 7 年 4 月 16 日（水）までに全ての参加者に通知をする。質問は原則として電子メールによるものとする。

10 審査方法及び審査結果

- (1) 企画提案書による書面審査により委託候補者を決定する。
- (2) 審査結果は、後日、書面で採否のみ通知する。また、審査結果に対する異議申立てはできないものとする。

11 その他

- (1) 提出いただく案は、参加業者 1 社につき 1 案とする。
- (2) 次に掲げるものの提案は、無効とする。
 - ①所定の期日及び場所に提出しなかったもの。
 - ②今回のプロポーザルに関する条件又はあらかじめ指示した事項に違反したもの。
- (3) プロポーザルへの参加、企画提案に要するすべての費用は、参加者負担とする。
- (4) 委託候補者となった事業者と県は、内容を別途協議の上、契約を締結する（委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではない。委

託候補者と県は、企画提案の内容をもとにして、その実施内容の詳細や業務履行に必要な具体的な条件などの協議を行い、調整が整った場合に、随意契約の手続きを行うものである。。

- (5) 委託業務の著作権は、県に属するものとする。
- (6) 受託者は、委託事業を実施するにあたり、業務上知りえた秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。
- (7) 参加を辞退する場合は、辞退届を提出すること（任意様式）。
- (8) この要領の内容に不明点がある場合には、県担当の指示に従うものとする。

12 今後のスケジュール（予定）

- | | |
|-----------------|-------------|
| (1) 参加申込・質問受付期限 | 4月11日（金）12時 |
| (2) 質問の回答 | 4月16日（水） |
| (3) 書類提出期限 | 7月23日（水）12時 |
| (4) 委託業者決定 | 4月中 |

13 問い合わせ先

〒930-8501 富山県富山市新総曲輪1番7号
富山県地方創生局ワンチームとやま推進室移住促進担当
（富山県庁本館4階）
Tel : 076-444-4496
Mail : aijusokushin@pref.toyama.lg.jp